

## 事務局組織運営規則 新旧対照表

事務局組織運営規則 (現行)	事務局組織運営規則 改正案	備考
<p style="text-align: center;">事務局組織運営規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(事務局の組織) 第2条 本協会の事務局に、<u>別表に定める5室13部</u>を置く。 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>(職員) 第3条 事務局に次の職員を置く。 (1) 事務総長 (2) その他の職員 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>(役職) 第4条 事務局に事務総長、<u>事務局長、事務局次長</u>、部長、室長、副部長、グループ長を組織管理者として置く。 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">事務局組織運営規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(事務局の組織) 第2条 本協会の事務局に、<u>部及び室</u>を置く。 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>(職員) 第3条 事務局に次の職員を置く。 (1) 事務総長 (2) その他の職員 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>(役職) 第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、<u>グループ長等</u>を組織管理者として置く。 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。</p>	<p>・部室数を限定しない</p> <p>・事務局長、事務局次長を削除 ・等を追加し、軽微な新役職</p>

<p>(事務総長) 第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。 2 事務総長及び事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。 3 <u>事務総長が欠けたとき又は事務総長に事故あるときは、事務局長がその職務を代行する。</u></p> <p>(所掌事務) 第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p> <p>(職員の任免と職務) 第7条 職員の任免は、会長が行う。 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。 3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。 <u>(1) 事務局次長は、経営・専門職Ⅲ以上の資格保有者の中から任命することができる。</u> (2) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 (3) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 (4) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 4 昇格、降格については、会長が、事務総長、<u>事務局長</u>、管理部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務総長) 第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。 2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>(所掌事務) 第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p> <p>(職員の任免と職務) 第7条 職員の任免は、会長が行う。 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。 3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。 (1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 (2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 (3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。 4 昇格、降格については、会長が、<u>専務理事</u>、事務総長、管理部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。</p>	<p>を設置可能に変更 ・事務局長を削除 ・事務総長職務代行者を廃止</p> <p>・事務局次長の削除</p> <p>・事務局長を専務理事に変更</p>
--	---	--

(改廃)  
第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)  
第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)  
第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)  
2017年12月7日(2018年1月1日施行)  
2018年5月17日

(別表)

部/室	分掌事務
特命室	①会長の命を受けた事項
47都道府県/9地域FA担当部	①47都道府県FAに関する事 ②9地域FAに関する事 ③メンバーシップ制度に関する事 ④スポーツマネジャーズカレッジに関する事 ⑤施設委員会に関する事
管理部	①登録に関する事(定款第4条第1項(4)に規定する事業) ②定款及び規則等に関する事 ③人事に関する事 ④総務に関する事 ⑤法務に関する事 ⑥理事会及び評議員会に関する事 ⑦司法機関に関する事

(改廃)  
第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)  
第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)  
第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)  
2017年12月7日(2018年1月1日施行)  
2018年5月17日  
2018年7月26日(2018年9月1日施行)

別表を廃止

・組織図その他で代用可能なため

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧事業計画、事業報告及び事業評価に関すること</li> <li>⑨加盟団体に関すること</li> <li>⑩法務委員会に関すること</li> <li>⑪リスペクト・フェアプレー委員会に関すること</li> <li>⑫監査・コンプライアンス委員会に関すること</li> <li>⑬100周年記念事業委員会に関すること</li> <li>⑭社会貢献委員会に関すること</li> </ul>		
秘書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>①秘書業務に関すること</li> <li>②将来構想委員会に関すること</li> </ul>		
財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①予算及び決算に関すること</li> <li>②収入及び支出に関すること</li> <li>③資金計画及び財産の管理運用に関すること</li> <li>④現金、預金、有価証券の出納及び保管に関する こと</li> <li>⑤経理システムに関すること</li> <li>⑥財務委員会に関すること</li> </ul>		
情報システム 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報システムに関すること</li> <li>②情報サービス、及びインフラ導入、活用に関する こと</li> <li>③情報セキュリティ強化に関すること</li> <li>④業務システム導入、構築、運用、管理に関する こと</li> <li>⑤JFA登録サービスデスクに関すること</li> </ul>		
コミュニケー ション部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報活動の企画・プロモーションに関すること</li> <li>②機関誌及び広報パンフレット、公式サイト等にお ける情報発信に関すること</li> <li>③報道諸機関への対応に関すること</li> <li>④各日本代表チームのメディアオフィサー業務に 関すること</li> <li>⑤代表電話の対応に関すること</li> <li>⑥日本サッカーミュージアムに関すること</li> <li>⑦殿堂委員会に関すること</li> </ul>		

国際部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国際貢献に関すること（定款第4条第1項(6)に規定する事業）</li> <li>②FIFA、AFC及びEAFF等の国際機関との連絡調整等</li> <li>③国際委員会に関すること</li> </ul>		
競技運営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①競技会の開催に関すること（定款第4条第1項(1)及び(2)に規定する事業）</li> <li>②競技会委員会に関すること</li> <li>③天皇杯実施委員会に関すること</li> <li>④国体実施委員会に関すること</li> <li>⑤本協会以外が主催する競技会に関する監理</li> <li>⑥競技会に関わる施設、用具の研究及び指導</li> </ul>		
マーケティング部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①マーケティングに関すること（定款第4条第1項(5)に規定する事業）</li> <li>②マーケティングに係る企画・立案及び実施に関すること</li> <li>③企業協賛等キャンペーン事業に係る企画・立案及び実施に関すること</li> <li>④ブランディングに関すること</li> </ul>		
技術部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①選手の育成、指導者の育成及び登録に関すること（定款第4条第1項(3)及び(4)に規定する事業）</li> <li>②技術委員会に関すること</li> <li>③医学委員会に関すること</li> </ul>		
女子部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①女子に関すること（定款第4条第1項(1)及び(2)に規定する事業）</li> <li>②女子委員会に関すること</li> </ul>		
グラスルーツ推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①競技会の開催、サッカー競技の普及に関すること（定款第4条第1項(2)及び(3)に規定する事業）</li> <li>②社会貢献委員会に関すること</li> <li>③障がい者サッカーに関すること</li> </ul>		
代表チーム部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サッカー男子日本代表チームに関すること（定</li> </ul>		

	款第4条第1項(1)に規定する事業)		
フットサル・ビーチサッカー一部	①フットサル・ビーチサッカーに関すること（定款第4条第1項(1)及び(3)に規定する事業) ②フットサル委員会に関すること		
審判部	①審判員に関すること（定款第4条第1項(3)及び(4)に規定する事業) ②競技規則に関すること ③審判委員会に関すること		
JFAこころのプロジェクト推進室	①JFAこころのプロジェクトに関すること		
JFAナショナルフットボールセンター準備室	①千葉県に整備予定のJFAナショナルフットボールセンターに関すること		